5 年 4 月 19 日

保護者の皆様へ

施設長　楢原直美

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和4年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和4年3月～令和5年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	214,430	214,430	211,110	207,730	207,730	258,100	262,220	261,420	261,420	261,420	261,420	263,920
		3歳児	214,430	214,430	211,110	207,730	207,730	207,730	211,850	211,050	211,050	211,050	211,050	213,550
		4歳以上児	197,650	197,650	194,330	190,950	190,950	190,950	195,070	194,270	194,270	194,270	194,270	196,770
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	213,390	213,390	213,390	213,290	209,110	213,200	215,990	215,760	215,760	215,760	215,760	225,770
	短時間		206,390	206,390	206,390	206,290	202,250	206,200	208,990	208,760	208,760	208,760	208,760	218,770
	標準時間	1・2歳児	131,640	131,640	131,640	131,540	128,990	131,450	134,240	134,010	134,010	134,010	134,010	144,020
	短時間		124,640	124,640	124,640	124,540	122,130	124,450	127,240	127,010	127,010	127,010	127,010	137,020
	標準時間	3歳児	91,070	91,070	91,070	90,970	89,570	90,880	93,670	93,440	93,440	93,440	93,440	103,450
	短時間		84,070	84,070	84,070	83,970	82,710	83,880	86,670	86,440	86,440	86,440	86,440	96,450
	標準時間	4歳以上児	75,030	75,030	75,030	74,930	73,850	74,840	77,630	77,400	77,400	77,400	77,400	87,410
	短時間		68,030	68,030	68,030	67,930	66,990	67,840	70,630	70,400	70,400	70,400	70,400	80,410

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,270	4,270	4,500	4,500	4,270	4,500	4,500	4,500	4,500	4,050	4,270	4,270
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500